

国民健康保険加入の皆さんへ！

国民健康保険税の納税 通知書をお届けします

国民健康保険に加入している方には、8月中旬に平成19年度確定賦課の納税通知書（第5期〜第10期）を郵送します。

なお、平成19年度の国民健康保険税率については、合併時の協定に基づき旧1市6町毎の不均一課税となっております。

※納税通知書が届かない場合、または不明な点がありましたら、お住まいの地区の国保税担当窓口までお問い合わせください。

国民健康保険税の減 免申請はお早めに！

事業の倒産または世帯主の疾病などで、今年の所得が前年より急激に減少した場合、国民健康保険税の減免を申請することができます。

申請には、平成19年1月から12月までの見積所得金額を確認する必要がありますので、申請時までには得た所得

と申請後の見積所得がわかる資料および印かんを持参して申請してください。なお、申請期限は納期限の10日前までとなっております。

申・問 国保年金課

☎95-11111（内線249・274）

275）各総合支所市民生活課

乳幼児医療費 受給者証の更新

現在使用中の受給者証は、10月1日から使用できなくなります。つきましては7月中旬に配付しました申請書に、必要事項を記入の上、申請してください。

登録（更新）の対象になる方

市内に住所を有する、平成13年4月2日以降に生まれた乳幼児の保護者。（生活保護を受けている方は、手続きの必要はありません）

持参するもの

- ・登録（更新）申請書
- ・印かん（ゴム印を除く。認印で可）
- ・健康保険証（乳幼児の名前が記載されたもの）
- ・現在お使いの受給者証（持っている方のみ）

平成19年1月1日現在、石巻市に住所を有していない保護者の方は、前住所地からの所得証明（平成19年度分）または源泉徴収票（平成18年度分）が必要です。

認定証の更新は8月1日から受け付けします

国民健康保険限度額 適用認定証

70歳未満の人が入院したとき「限度額適用認定証」（70歳以上で市民税非課税の世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すること）、入院時の医療費の減額などが受けられます。現在認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて手続きが必要になります。

持参するもの

- ・印かん（ゴム印を除く）
 - ・健康保険証
 - ・入院日数のわかる領収書など（市民税非課税世帯で90日以上入院の場合のみ）
- ※「限度額適用認定証」は、国保税の滞納がない世帯が対象となります。

老人医療の限度額適用・ 標準負担額減額認定証

老人保健をお使いの方で、世帯全員が市民税非課税の場合、入院時の食事代の減額などが受けられますが、認定証が必要です。窓口で申請してください。現在認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて手続きが必要になります。

持参するもの

- ・印かん（ゴム印を除く）
 - ・老人保健医療受給者証
 - ・健康保険証
 - ・入院日数のわかる領収書など（90日以上入院の場合のみ）
- 申・問 国保年金課（内線471・472・474）各総合支所市民生活課

● 平成20年度採用 石巻市職員募集 ●

区分	職種	採用場所	採用人員	受験資格	申込用紙（試験要項）の配布
石巻市	看護師	石巻市立病院	若干名	昭和46年4月2日以降に生まれた方で、看護師資格を有する方または平成20年3月31日までに資格を取得する見込みの方	<ul style="list-style-type: none"> ●配布場所 病院局事務部病院管理課（石巻市立病院内） ※郵送を希望する場合は、封筒の表に「看護師試験申込書請求」と朱書き、あて先を明記した返信用封筒（A4サイズが入る大きさ・140円切手貼付）を必ず同封し、請求してください。 ●請求・問合せ 病院局事務部病院管理課 〒986-0835 石巻市南浜町一丁目7番20号 ☎23-3200（内線2027）

試験日 平成19年9月14日（金） 要項配布 平成19年8月1日（水）から配布します。

申込受付 平成19年8月1日（水）から平成19年8月31日（金）まで郵便に限り受付します。（当日消印有効）詳細は試験要項をご覧ください。

介護保険料（本算定）の 決定通知書をお届けします

平成19年度の介護保険料は、平成19年度市民税内容が決定していなかったため、暫定的な保険料額としていましたが、今回保険料額が確定しましたので、決定通知書をお届けします。

●年金から天引きされる方（特別徴収者）

10月・12月・2月の年金から自動的に天引きされる金額を通知します。

なお、今年の10月から新規に年金天引きが開始する方は、8月納入分の納付書も別にお届けしますので納め忘れないようお願いいたします。

●納付書・口座振替などで納入する方（普通徴収者）

8月・10月・12月・2月の4回で納入していただく納付書をお届けします。

なお、口座振替や納税組合を通じて納入する方は金額だけの通知となります。

※平成18年度の税制改正の影響により所得段階区分が上がる方は、保険料負担の急激な増加を避けるため、保険料率を段階的に引き上げていきます。
(激変緩和措置)

※8月中旬ごろまで、納付書が届かない場合や、ご不明な点はお問い合わせください。

介護保険課（内線504・548）
各総合支所保健福祉課

段階区分	対象者	介護保険料	
		割合	年額
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受けている方	基準額×0.5	19,200円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方（合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の場合）		
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方（第2段階以外の方）	基準額×0.75	28,800円
第4段階	本人が市民税非課税の方（世帯内に市民税課税者がいる場合）	基準額	38,400円
第5段階	本人が市民税課税の方（合計所得金額が200万円未満の場合）	基準額×1.25	48,000円
第6段階	本人が市民税課税の方（合計所得金額が200万円以上の場合）	基準額×1.5	57,600円

証明書自動交付機

休止のお知らせ

9月1日(土)から3日(月)まで、大街道・釜地区住居表示実施作業のため、証明書自動交付機をお休みします。

ご迷惑をお掛けしますが、よろしくご協力をお願いします。なお、休止日以外の取り扱いは次のとおりです。

- 取り扱い証明書
 - 印鑑証明と住民票
 - 交付機設置場所と利用時間
 - ・市役所本庁舎玄関ホール
 - 毎日午前8時30分～午後7時（12月29日～1月3日は除く）
- ※自動交付機の利用については、暗証番号の登録が必要です。詳しくは、市民課にお問い合わせください。

市民課（内線258・441）

市長室開放デー

今月は8月30日(木) 午後1時～7時

市民の皆さんに開かれた市政を目指すために実施している「市長室開放デー」では、市長室見学や市長との懇談ができます。市長室の扉を開いて、市長が市民の皆さんをお待ちしています。お気軽にお出でください。※都合により日程などが変更となる場合があります。

広報広聴課（内線398）

戦没者などの遺族に対する 特別弔慰金の請求はお済みですか？

特別弔慰金は、先の大戦で公務などのため国に殉じた「もとの軍人など」の方々の戦没者などの遺族で、公務扶助料、遺族年金などの受給者がいない場合に支給されるものです。平成17年4月1日から市役所の窓口で受け付け開始しています。県では、請求受付順に審査しています。請求期限が平成20年3月31日までとなっていて、それまでに請求がないと受給できなくなります。特別弔慰金の支給対象者で、まだ請求していない遺族の方は、ご注意ください。

福祉総務課（内線423）・各総合支所保健福祉課

戦没者・原爆死没者に黙とうを

8月6日(月) 広島市原爆投下時刻 午前8時15分から1分間
8月9日(木) 長崎市原爆投下時刻 午前11時2分から1分間
8月15日(水) 全国戦没者追悼式 正午から1分間

世界恒久平和の確立を祈念するため、各職場や家庭で黙とうを捧げましょう。

※8月15日(水)は、黙とうの合図として防災無線のサイレンを鳴らします。火災や事故などと間違わないよう、ご注意ください。

福祉総務課（内線423）

水質汚濁防止

川や海には、自然に汚れをきれいにする自浄作用があります。水質汚濁とは、この能力を超えて汚染されると自浄作用が働かなくなり、川や海の水が汚れたり、水底の土砂が汚れることを言います。このため、農業や漁業などに被害をもたらすばかりでなく、人の健康にまで影響を及ぼすことがあります。

川や海が汚れる原因には、工場などの産業排水によるものほか、家庭の台所や洗濯の排水など日常生活の排水によるものがあります。近年では、産業排水よりも生活排水による汚れの割合が高くなってきています。何気なく台所などから捨てられる食べ残し食品の汁などによって、川や海が汚れます。例えば、みそ汁を台所の流しから捨てた場合、魚が棲める水質に薄めるために必要な水は300ℓ浴槽5杯にもなります。食べ残しをしない、余分に作らないなど、普段の何気ない生活から水質汚濁防止に努めてください。

264

環境対策課（内線553・263）

